

**広島型持続可能なまちづくりに向けた施策検討等業務  
委託仕様書**

**1 背景**

- 本県においても、人口減少に伴う都市のスポンジ化の進展など、持続可能なまちづくりは喫緊の課題であり、立地適正化計画による都市機能の集約や居住誘導の取組と合わせ、ランドバンク事業や空き家対策などの居住誘導の受け皿の創出に取り組んできたところ。
- 一方で、合併旧町をはじめとした居住誘導区域外の旧市街地や都市計画区域外の市町についても、生活拠点として持続可能なまちづくりが必要であるが、具体的な取組が進んでいない。
- こうした生活拠点（小さな拠点）については、無住化する集落の増大が懸念され、日常に不可欠な生活サービスのみならず、地域コミュニティや地域産業などの維持が困難となるとともに、消費人口の減少による地域経済の縮小等により、商店街の廃墟化や都市機能維持に係るコスト増の課題が顕在化している。
- こうした現状を踏まえると、中山間地域の生活拠点をはじめとする小さな拠点については、超高齢化社会による免許保有率の減少を背景に、集落内の公共交通の確保とともに拠点完結型の持続可能なまちづくりが必要である。
- このことから、都心部に限らず県内 23 市町で地域の特色（課題）に応じた持続可能なまちづくりを官民連携で進める必要がある。

**2 業務目的**

本県において、人口減少下における持続可能なまちづくりに向けて、地域の特色（課題）に応じたまちづくりを県内市町が官民連携で実行できるような支援策を検討している。

本業務では、事業を行う際に市町の取組の指針となるようなガイドラインの策定に向けた施策検討等を行うものである。

**3 業務委託期間**

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**4 業務内容**

**(1) ガイドライン作成に向けた基礎調査**

①持続可能なまちづくりに向けた拠点レベル毎に必要な都市機能の体系化

都市拠点を、中国圏広域地方計画中間とりまとめ（案）概要版において、持続可能な圏域の形成として定義されている中核中枢都市・中核都市・小都市・小さな拠点などに階層化した場合に、拠点レベル毎に必要なあるべき都市機能を整理する。

②県内における小さな拠点の立地状況等を踏まえた小さな拠点（約 90 箇所）の類型化

各市町の総合計画や都市マスで位置付けられた拠点について、立地条件や都市機能の有無などを踏まえた類型化を行う。【例：観光型（道の駅・観光拠点）、行政機能型（役場支所機能）、商業型（旧商店街等）など】

③類型毎にウォークアブルなまちづくりの手法を整理

②で整理した類型毎に、地域の特色を生かしたウォークアブルなまちづくりの形を立案し、それぞれの取組ステップを整理する。

なお、取組にあたっては、空き家や空き店舗の活用の可能性など地域資源の活用を想定。

## (2) 市町との意見交換

本施策検討が地域の実状を踏まえたものとなるよう市町との意見交換を実施することとし、今後のガイドライン策定に向けた市町の現状・課題や必要な支援内容等について聞き取りを行い検討内容に反映させる。(3回実施予定)

## (3) ガイドライン骨子案作成

拠点類型ごとに機能・手法・制度を一体で提示する、ガイドラインの骨子案を作成する。

## 5 打ち合わせ

打ち合わせ協議はオンライン会議を併用しながら適宜実施する。

## 6 成果品

成果品は、次に掲げるとおりとし、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品を電子データ登録サーバへオンラインにより登録する。

また、本業務においては、以下に示す成果品を作成することとする。

- ・業務報告書 A4版簡易ファイル製本 1部
- ・電子データ DVD等 2部

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

- ・本業務により得られた効果は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ・受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

### (2) 秘密保持

- ・受託者は、本業務に関して本県から受領又は閲覧に供した資料等は、本県の承諾なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 8 その他

- (1) 令和7年度に一部検討作業に着手しており、次に掲げる資料については発注者より貸与する。このほかに必要な資料や図面等は、受託者が関係市町から借用し、又は関係公共機関等から入手し、使用するものとするが、借用又は入手が困難なものについては別途協議すること。

[貸与資料]

- ・現状の県内市町の拠点位置データ (GIS)

- (2) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。